

介護業界への ICT 導入における可能性と課題

下川原 光
日本大学 法学部

Possibilities and Challenges in Introducing ICT to the Nursing Care Industry

Hikari Shimogawara
Nihon University College of Law

現代日本における少子高齢化は、「2025 年問題」「2035 年問題」と国を主体とした社会問題として盛んに提起されている。高齢化の進行に伴う介護サービスの需要の拡大に加え、介護現場における利用者へのサービスがこれまで以上に多種多様になっており、より一層、介護職員の需要が増加している。

このような背景を踏まえ、介護業界における人手不足の解決策として、ICT の導入に焦点を当てた。本稿では、ICT の導入に伴う業務効率の意識について、介護サービス事業所にアンケート調査を実施し、ICT の導入における可能性と課題について論じる。尚、福祉・介護業界とは、高齢者や障害者など日常生活に何らかの支援を必要としている人に対して、様々な形でサービスを提供している業界である。広義には児童保育も含まれるが、本稿では高齢者を対象とする介護業界に焦点を当てる。

キーワード：福祉、介護、人手不足、社会問題、記録業務の一元化、介護ロボット

1. はじめに

現代日本における少子高齢化の進行は、「2025 年問題」「2035 年問題」と国を主体とした社会問題として盛んに提起されている。(2)高齢化の進行に伴い、介護サービスへの需要がますます増加し、また、介護現場における利用者のニーズに応えるため、介護サービスがこれまで以上に多種多様になったことで、より一層介護職員の需要が上昇している。

厚生労働省が公表した「介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数」によると(9)、2025 年には約 32 万人、2040 年には約 69 万人を現在の就労人数よりも追加で確保する必要があるとされ、介護業界において更なる人手不足の深刻化が起きると推測されている。

そこで、近年人手不足が加速する介護業界において ICT を導入することで、この深刻な問題へのアプローチになるのではないかと注目され、介護業界への ICT 導入が広がりつつある。世界的に急速に普及している ICT が日本でも浸透しつつある昨今、介護業界へのア

プローチの方法は様々である。

本稿では、実際に行ったアンケート調査と研究結果を基に、介護業界における ICT 導入の現状と課題、可能性について論じていく。

2. 介護業界について

2.1 介護業界の定義と職種

福祉・介護業界とは、高齢者や障害者など日常生活に何らかの支援を必要としている人に対して、様々な形でサービスを提供している業界である。広義には児童保育も含まれるが、本稿では高齢者を対象とする介護業界に焦点を当てる。尚、本稿で取り扱う高齢者とは、要介護者を意味する。

要介護者の定義は、入浴や排泄、移動、食事など、日常生活上の動作で介護を必要とする心身状態にある人のことをいい、介護保険制度上は要介護度 1~5 の要介護認定を受けた人を指している。(以降、介護サービス利用者という。)

介護業界の主な職種と業務について、総務省の日本標準職業分類によると(12)、介護職は、「大分類 E サービス職業従事者」に位置付けられ、「中分類 サービス職業従事者」の中の「介護職員(医療・福祉施設等)」「訪問介護従事者」の 2 つの小分類に分けられている。一般的によく言われている介護士は、正式には介護職員やヘルパーといわれ、「介護職員(医療・福祉施設等)」は介護職員を表し、「訪問介護従事者」はヘルパーを表している。

「介護職員(医療・福祉施設等)」は、医療施設・福祉施設・老人福祉施設等において介護サービス利用者に対する入浴・排泄・食事等の介護業務に従事している方の総称である。介護福祉士を介護士と省略することもあり、介護士と介護福祉士を混在される方を多く見受けられるが、介護福祉士は介護福祉士国家試験に合格した人だけが名乗ることのできる名称独占資格を有する者のことをいうため、ここでいう介護士とは異なる。

「訪問介護従事者」には在宅介護員、在宅ケアワーカー、訪問介護サービス員、ホームヘルパーが挙げられる。「訪問介護従事者」は主に、「介護職員(医療・福祉施設等)」の業務を介護サービス利用者のご自宅に訪問し、行っている。

2.2 介護保険法

介護保険制度を創設・運営するにあたり、介護に関する様々な事例について定めた法律が介護保険法である。1997 年 12 月に成立・公布され、2000 年 4 月に施行された。

介護保険法とは、介護保険法第一章第一条によると、高齢者が要介護状態等となっても、尊厳を保持し、自立した日常生活を育むことが出来ることを目的とし、その目的に必要な支援を社会全体で支えあう仕組みである。

2.3 介護保険制度

介護保険制度とは、介護保険法に基づいた社会保険制度で 2000 年 4 月に施行された制度である。(3)

介護保険制度を創設・運営することで、介護サービス利用者が少ない負担でサポートを受けられるようになること、また、これまで家族で行ってきた介護を地域や

社会全体でも担うことが可能になった。高齢化の進行に伴う介護サービスの充実にプラスして、家族の介護を行うためという理由で離職する方は毎年約 10 万人いる(3)ということから、介護による離職率の低下にもアプローチしていこうという制度である。

介護保険制度は、全国の市区町村が保険者の対象となっており、40 歳以上の国民から徴収した保険料と、税金で運営されている。

被保険者は以下のように分けられる。

第一号被保険者	市区町村の区域内に住所がある 65 歳以上の方
第二号被保険者	40 歳以上 65 歳未満且つ医療保険に加入している方

表 1 被保険者の分類

上の表の通り、第一号被保険者と第二号被保険者に分けられ、第一号被保険者は要介護や要支援認定を受けることで介護保険サービスを利用することができる。

第 2 号被保険者が介護保険サービスを利用できるのは、末期がんなど老化に起因する 16 の特定疫病によって、要介護・要支援認定を受けた場合のみである。介護保険制度によって受けられるサービスは所得に応じて約 1~3 割の費用を負担するもので、主なサービスには、自宅で利用するサービス(訪問介護、訪問看護、福祉用具のレンタル)、日帰りで施設等を利用するサービス(通所介護、通所リハビリテーション)、宿泊サービス(短期入所生活介護)、居住系サービス(特定施設入居者生活介護)、施設系サービス(特別養護老人ホーム)が挙げられる。

2.4 ケアマネジメント

介護保険制度により新たに導入されたものがケアマネジメントである。「大分類 B 専門的・技術的職業従事者」の「中分類 社会福祉専門職業従事者」に位置付けられている「介護支援専門員」に該当しており、ケアマネージャーと呼称されている。

ケアマネージャーの定義について、厚生労働省によると(16)、要介護者や要支援者からの相談に応じるとと

もに、要介護者や要支援者が心身の状況に応じた適切なサービスを受けられるよう、ケアプラン(介護サービス等の提供についての計画)の作成や市町村・サービス事業者・施設等との連絡調整を行う者であって、要介護者や要支援者が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識・技術を有する者として介護支援専門員証の交付を受けた者のことである。

適切なケアマネジメントを推進するための施策として、2006 年に定期的且つ継続的にケアマネージャーの資質・専門性の向上を図るためのケアマネージャー更新制の導入、研修の義務化・体系化や介護支援専門員に対する助言・指導など中核的な役割を担うものとしての主任ケアマネージャーの創設などを行い、2008 年度には効果的なケアプラン点検を実施するためのケアプラン点検支援マニュアルや主要介護給付等費用適正化事業の一つにケアプラン点検の取り組みを位置づけ、実施するなどといった、体制の整備が行われている。

2.5 介護業界の現状

公的財団法人介護労働安定センターが発表している介護労働実態調査によると(8)、2021 年の介護事業所全体における人材の過不足状況は、図 1 の通りの結果であった。2021 年度は前年を上回り、63%という結果になっている。

また、2021 年度の 2 職種(訪問介護員、介護職員)の離職率は図 2 の通りで、2021 年度は 14.3%と 2007 年を目途に低下傾向にある。

これらの図からわかる通り、離職率は低下傾向にあるが、介護需要が増加していることから、人手不足は年々上昇している傾向が見られる。



図 2 人材不足感の推移



図 2 離職率の経年推移

ケアマネジメントにおいても、認知症の増加や在宅ケアの重要性が高まっていることから、需要が増加している傾向が見られる。

また、厚生労働省では地域包括ケアシステムの構築の推進が行われており、地域包括ケアシステムにはケアマネジメントが必要不可欠であることから、ますますの発展が必要視されているのが現状である。

2.5.1 地域包括ケアシステム

地域包括ケアシステムとは(17)、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるように住まい・医療・介護・予防・生活支援を一元化し提供していくシステムであり、現在、介護業界で重要視されている「自立支援」へのアプローチにもなっている。

このシステムは、介護サービス利用者の状況に応じた介護保険や医療保険など複数の制度を活用したケアマネジメントが必要とされ、介護の枠を飛び越えた社会福祉としての高齢者支援となっている。

3. 介護業界への国の対応

厚生労働省は「高齢者が尊厳を保ちながら暮らし続けることが出来る社会の実現を目指して」という目標を掲げ、様々な支援・取り組みを行っている。

その中から、本稿に関連のある介護業界における人材確保への取り組みと ICT 導入への取り組みについて挙げる。

3.1 介護業界における人材確保への国の取り組み

厚生労働省によると(9)、介護人材を量と質の両面から確保するために、国と地域が二人三脚で「参入促進」「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」の三点に焦点を当て、これらに対する対策を総合的かつ計画的に取

り組むとしている。

総務省の「介護人材の確保についての行政評価・監視結果」から(13),厚生労働省では,2025 年に向けた介護人材の需要統計を行うため,各都道府県にワークシートを配布し,そのワークシートにより算出した管内の推計値(概数)を基に全国の推計を行い,その結果を「2025年に向けた介護人材にかかる需要推計(確定値)」として 2015 年 6 月に公表している。

それによると,2025 年度における全国の介護人材の需要見込みは 253 万人となっており,2015 年度以降に取り組む新たな施策の効果を見込まない場合の供給見込み 215.2 万人に対し,37.7 万人の不足が発生すると確認されている。

解決策の 1 つとして,介護離職ゼロに向けた取り組みの「ニッポン 1 億総活躍プラン」では,2020 年代初めまでに新たに 25 万人の介護人材の確保に総合的に取り組むこととされている。

しかし,総務省が調査対象 20 都道府県における介護人材の確保に関する取り組み状況について調査をした結果によると(13),介護人材をその需要見込みに沿って着実に確保できているのか危惧されている状況が見られた。

3.2 介護業界における ICT 導入への国の取り組み

厚生労働省では,ICT を導入することで業務の効率化,職員の負担軽減を図ることを目的とし,介護現場における ICT 化を進める取り組みを行っている。

ICT 導入支援事業(11)として,都道府県を対象に地域医療介護総合確保基金により,記録業務,情報共有業務,請求業務を一元化することが出来るように,介護ソフトやタブレット端末の導入を支援している。

資金補助の対象は,業務を支援する介護ソフトや情報端末(タブレット端末,スマートフォン端末,インカム等),運用経費である。補助上限額は事業所の規模(職員数)に応じて設定され,数値に関しては図 3 の通りである。

また,補助割合に関しては,一定の要件※を満たす場合は,3/4 を下限に都道府県の裁量により金額を設定され,それ以外の場合は 1/2 を下限に金額が設定される。(※一定の要件とは,事業所間でのケアプランのデータ連携の負担軽減を実現すること,LIFE の「CSV 連携

仕様」を実装した介護ソフトで実際にデータ登録を実施すること,ICT 導入計画で文書量を半減すること,ケアプランデータ連携システムを利用することのいずれかを満たすこと。)

この ICT 導入支援事業実施自治体数は,令和元年度 15 県 195 事業所,2020 年度 40 都道府県 2,560 事業所,2021 年度においては,全ての都道府県 5,371 事業所において実施され,大幅に増加している傾向が見られる。

人数	補助上限額
1～10 人	100 万円
11～20 人	160 万円
21～30 人	200 万円
31 人～	260 万円

図 3 補助上限額

これらの政策からわかるように,ICT を活用し,国を主体としてこの社会問題を解決しようという姿勢は見受けられ,介護業界における ICT 化は少なからず進展しているといえる。

4. ICT 導入のメリットとデメリット

4.1 介護業界への ICT 導入

実際に,介護業界で ICT を活用している事例として,介護業務への直接的なアプローチと間接的なアプローチの仕方がある。

本稿では,直接的なアプローチとしてイノフェス社の「介護ロボット」を,間接的アプローチとして SOMPO ホールディングス株式会社 SOMPO ケアの「ICT・デジタルの活用」について実用例を挙げる。

4.2 介護業務への直接的な ICT 導入の実用例

はじめに,「介護ロボット」(4)について,本稿のロボットの定義は情報を感知し,判断し,動作するという 3 つの要素を有する知能化した機械システムをいう。このロボット技術を応用し,利用者の自立支援や介護職員の負担の軽減に役立つ介護機器を介護ロボットと呼ぶ。介護ロボットには移動支援,移乗支援,排せつ支援,見守りシステムなどが挙げられる。

そのなかでも,イノフェス社がリリースしている介護

ロボットは、移乗支援のためのマッスルスーツである。この製品は、介護職員が装着をすることで、業務中の腰への負担を軽減することが目的の装着型の介護ロボットである。

このマッスルスーツの主な機能は、空気圧式 McKibben 型人工筋肉を使用し腰を補助するもので、25～35kg の補助力があり、マッスルスーツの中では軽量且つ簡易な構造で、本体重量は 4.7 キログラム、装着時間は約 10～30 秒を想定している。水中でも動作が可能となっており、最大全長の 30% 程度収縮可能となっている。

このマッスルスーツは、社会福祉法人群山福祉会特別養護老人ホームうねめの里が 2017 年 2 月と 10 月に導入し、効果を検証している。

マッスルスーツのメリットには、イノフェス社が掲載している使用事例によると(15)、介護職員の腰痛の軽減が大多数で挙げられた。その一方で、スーツ脱着に約 10～30 秒しかかからないものの、介護職員の中にはそれが煩わしいと感じる人もいたこと、導入コストが 1 台約 60 万円であり、複数台購入が容易ではないこと、介護サービス利用者がロボットに抵抗があるというデメリットも挙げられた。

導入への意見が分かれる中でも、うねめの里ではマッスルスーツを運用していくために、導入目的の明確化と現場スタッフ間での話し合いを徹底し、導入箇所の選定を行うことで、2 台の運用に成功している。

介護ロボットを導入することで、介護職員の負担軽減はできるが、介護ロボットへの抵抗感が介護職員、介護サービス利用者の両者に見られるのが現状である。

4.3 介護業務への間接的な ICT 導入の実用例

次に、記録業務への ICT の導入については、実際に活用されている SOMPO ホールディングス株式会社 SOMPO ケアの方にインタビューをさせていただいた。

SOMPO ケアでは、従来の紙ベースに手書きのやり方からスマートフォンの利用に変更することで、1 つの端末に利用者の情報を集約している。情報を集約することで、身長や体重、ADL、病気、既往歴、服用中の薬、排泄、水分、食事などの情報や介護サービス利用者のスケジュール管理、介護サービス利用者に行った処置等の過去のデータなどをスマホ一台で全て確認することが出

来るようになった。

記録業務に ICT を導入し、スマートフォンで管理するメリットの 1 つには、従来の手書き入力では見えてこなかった過去のデータの自動集計による利用者の身体状況の見える化が挙げられる。利用者の莫大な情報を入力するだけで自動集計できるため、今までに見えてこなかった身体悪化の予測や、現在の介護処置が利用者に適切なのかまで、従来のやり方では見えてこなかった情報が見えるようになった。

また、記録業務への ICT の導入は介護サービス利用者に関わらない間接的なアプローチのため、介護ロボットのような直接的なアプローチよりも介護サービス利用者の負担にならずに取り入れることが出来る。

一方、デメリットには、1 人 1 台スマートフォンを支給するため、導入コストが高いことが挙げられた。

5. アンケート調査

今回は、介護業務における ICT 導入をする上での現状と課題を明確にするための調査を実施した。

5.1 アンケート調査の実施及びその被験者

本調査の被験者は介護職員の方 102 名とし、実施期間は 11 月上旬から下旬である。

5.2 介護業務への ICT 導入に関する利用調査

介護業務への ICT 導入をしているか問うたところ、「はい」 68.6%、「いいえ」 31.4%と回答した。(図 4)

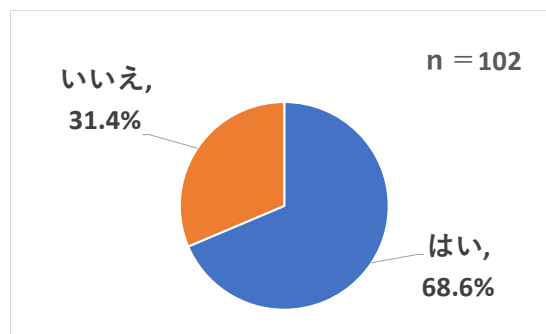


図 4 介護業務に ICT を導入しているか

ICT を導入していると回答した被験者に対して、具体的にはどのような ICT を導入しているか複数回答で問うたところ、「記録媒体のデータ連携」 65 件、「見守りセンサーの導入」 34 件、「介護ロボットの導入」 14 件と回答した。(図 5)

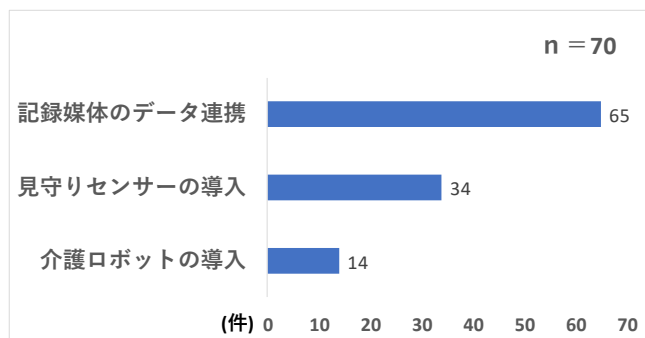


図 5 具体的にどのようなことを導入しているか
(複数回答)

次に,ICT を導入することで生じたメリットについて複数回答で問うたところ,「業務効率・生産性の向上が見込めること」53 件,「情報共有がスムーズになること」53 件,「データを有効活用できること」46 件,「ヒューマンエラーを減らせること」23 件,「結果的にコスト削減が見込めること」14 件,「一人で複数施設のケアマネジメントができること」1 件と回答した.(図 6)

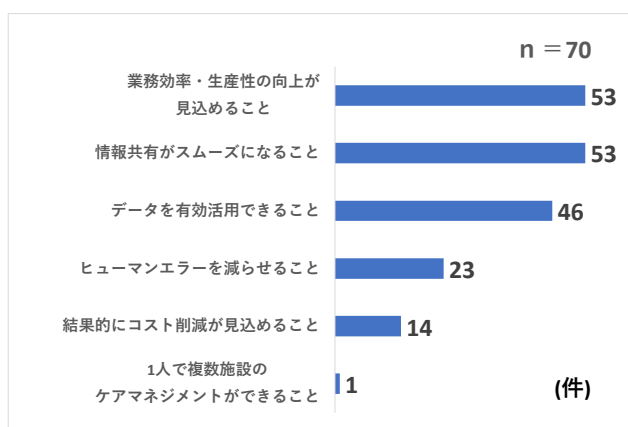


図 6 ICT を導入したことで生じたメリット
(複数回答)

一方,ICT を導入したことで生じたデメリットについて複数回答で問うたところ,「従来のやり方を変えることが難しいこと」26 件,「導入コストが高いこと」24 件,「特になし」17 件,「セキュリティ面でリスクがあること」15 件,「その他」12 件と回答した。「その他」の意見としては,「高齢の介護職員が導入から実践までに時間を要すること」,「新しいシステムに適応していくペースがバラバラなこと」,「データに頼ることで目視をする回数が減る」といった回答があった.大多数の意見として,高齢の介護職員が ICT を有効的に活用するまでの説明と実際に操作を行える

ようにするための繰り返し指導が必要なため,結果,多くの時間を要してしまうという意見が見られた.(図 7)

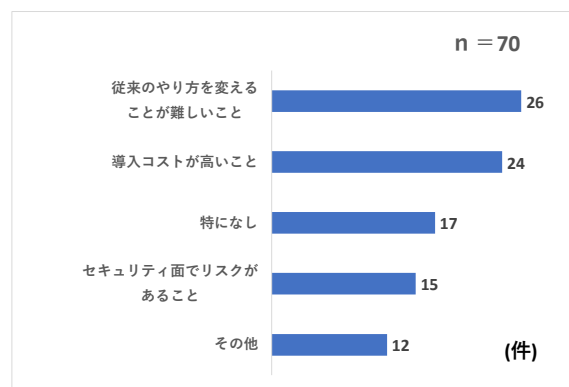


図 7 ICT を導入したことで生じたデメリット
(複数回答)

業務に ICT を導入する上での注意点を問うたところ,「ICT に依存しすぎると,サーバダウンのような非常時に対応しにくくなる」という機械を扱うことへの注意点と,「職員全員が ICT を導入する目的を理解し,正確に使用する」という ICT への共通認識の面での意見が多く挙げられた.

ほかに ICT を導入してほしい場面があるか問うたところ,「介護士でなくてもできること」,「事務作業」の 2 点が多く挙げられた.「介護士でなくてもできること」には食事の下膳や備品の整理などが挙げられ,「事務作業」にはシフトの自動作成や行政書類の簡素化が挙げられた.どちらも共通していることは,介護サービス利用者に直接関わらない業務での ICT 導入という点である.

5.3 ICT を導入していない方への利用調査

ICT を導入していないと回答した被験者に対して,ICT を導入してみたいか問うたところ,「はい」90.6%,「いいえ」9.4%と回答した.(図 8)

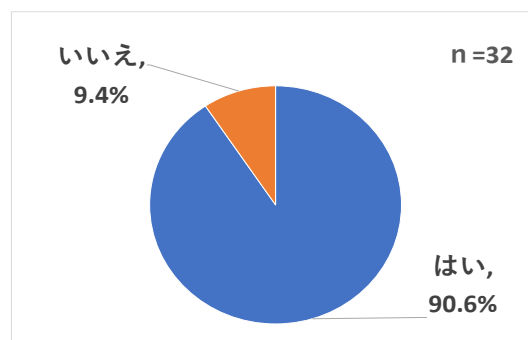


図 8 ICT を導入してみたいか

ICTを導入してみたいかについて「はい」と回答した人にどんなことを導入してみたいか問うたところ、「記録業務のデータを一括連携」50%、「見守りセンサー」36.7%、「介護ロボット」13.3%と回答した。(図9)

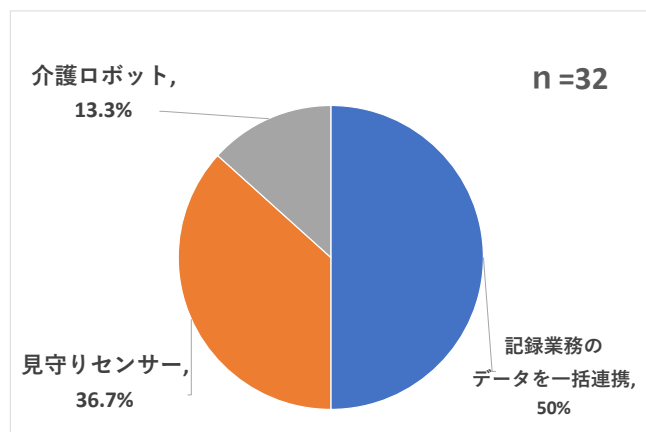


図9 どんなICTを導入してみたいか

逆に、ICTを導入してみたいかについて「いいえ」と回答した人に対して、なぜ導入したくないか問うたところ、「従来のやり方を変えたくないから」、「イマイチよくわからないから」、「特に理由はない」という意見が挙げられた。

6. ICT導入の利点と課題、可能性

ここでは、介護業界へのICTの導入をする上での利点と課題、及び課題をもとにした可能性について述べていく。

6.1 アンケート結果からみる課題、可能性

今回の調査では、ICTを導入することへの賛成意見が大多数であった。しかし、幅広い年代の介護職員がいる点から、ICTを有効的に活用するまでの知識の共有と実践までには、個人差が生じるため、介護職員全体が活用できるようになるまでに時間を要してしまうことが懸念されている。

また、介護ロボット等の介護サービス利用者に直接関わるICTの導入は、利用者側が導入されることによる不快感を抱いてしまう可能性があること、人の手で介護するという点に意義を置くことが多いことという点から国の支援事業として一律に導入は難しいといえる。

しかし、アンケート結果によると、事務作業など介護職員ではなくてもできる業務にICTを導入してほし

いという意見は非常に多かった。対人業務の介護業界では、介護サービス利用者へ介護職員が接する時間を増やすことは非常に大切である。

したがって、今回の調査では、年齢層の広い介護業界においてICTへの抵抗感は少なからずあり、適応には時間を要する可能性が高い。しかし、介護サービスの質の向上や介護業界の作業効率の向上につながる可能性もまた高いといえるだろう。効率化を図る事だけを優先することが出来ない業界だからこそ、ICTの導入を推進していくべきである。

今回のアンケート調査では、ICTを導入する側へ調査を行ったが、ICTを導入される側である介護サービス利用者にも導入することによる不安感や意見もあると推測できる。今後の研究では、利用者側にもアンケートを取っていく必要がある。

7. おわりに

ICTの導入に否定的な方の意見には、「従来のやり方を変えるのが難しい」という意見もあるが、情報化社会の今日において、ICTを導入しないという選択は非常に難しいだろう。

従来の介護職員の人数を増やし、人手不足を解消するためのアプローチは、人間の心理に訴えかける必要があるため、資金を使用し、政策を実施しても期待している結果が返ってくるかは難しい。

だからこそ、作業効率の向上や身体の負担軽減にアプローチできるICTを導入していくべきであり、その中でもロボットやAIなど使いこなすことが難しいシステムをはじめに導入するのではなく、身近なスマートフォンを使用した記録業務や事務作業へのICTの導入で介護業務の効率化を図る間接的なアプローチを積極的に進めていくことが必要である。

そのためには、国と介護業界の双方がICT導入への課題を明確にすること、そして、ICTの正確な知識と使用方法を介護職員全体に周知する必要がある。

ICT導入によって介護業務の効率化を図ることが出来れば、介護サービス利用者と向き合う時間を今まで以上に増やすことができ、結果として、介護サービス利用者へのメリットにも繋がってくるといえる。また、地域包括ケアシステムといった社会福祉全体との共存も

可能になり、国が重きを置いている「自立支援」にもアプローチができるだろう。

現在、100 歳まで生きる方をしばしば見られるようになり、平均寿命も過去最高を更新し続けている(18)。今まで以上に長いセカンドライフを快適に過ごすためにも ICT 導入は必要不可欠であり、且つ未来に繋がる投資であるといえるだろう。ICT に私たちの活動のサポーターとしての役割を担ってもらい、我々の生活がより豊かになる事を切に願う。

参 考 文 献

- (1) 厚生労働省老健局: “介護保険制度をめぐる最近の動向について”
000917423.pdf (mhlw.go.jp)(2022 年 5 月 30 日確認)
- (2) 朝日新聞: “2025 年問題とは”
2025 年問題とは | 与える影響や対策を社労士がわかりやすく解説: 【SDGs ACTION!】朝日新聞デジタル (asahi.com) (2022 年 5 月 30 日確認)
- (3) 厚生労働省: “介護保険制度について”
https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/2gou_leaflet.pdf
(2023 年 5 月 15 日確認)
- (4) 厚生労働省: “介護ロボットとは”
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000210895.pdf>
(2023 年 5 月 15 日確認)
- (5) 公益財団法人テクノエイド協会: “福祉用具・介護ロボット実用化支援等一式(令和 5 年度)”
<https://www.technoaid.or.jp/robot/file29/jirei2017.pdf>
(2023 年 5 月 15 日確認)
- (6) 公益財団法人テクノエイド協会: “介護ロボット活用による取り組み事例”
https://www.technoaid.or.jp/robot/file30/forum2018_04.pdf (2023 年 7 月 20 日確認)
- (7) 統計局: “統計局ホームページ／平成 31 年／統計トピックス NO.119”
<https://www.stat.go.jp/data/topics/topi1191.html>
(2023 年 5 月 15 日確認)
- (8) 介護労働安定センター: “令和 3 年度介護労働実態調査”
2022r01_chousa_kekka_gaiyou_0822.pdf
(kaigo-center.or.jp)(2023 年 7 月 20 日閲覧)
- (9) 厚生労働省: “介護人材確保に向けた取り組みについて”
介護人材確保に向けた取組について | 厚生労働省 | 厚生労働省 (mhlw.go.jp)(2023 年 7 月 20 日確認)
- (10) 厚生労働省: “ICT 導入支援事業の概要”
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000958347.pdf> (2023 年 7 月 20 日確認)
- (11) 厚生労働省: “令和元年度 ICT 支援事業導入効果報告まとめ”
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678190.pdf> (2023 年 7 月 20 日確認)
- (12) 総務省: “日本標準職業分類(平成 21 年 12 月統計基準設定)分類項目名” 000394337.pdf (soumu.go.jp)
(2023 年 11 月 30 日確認)
- (13) 総務省: “介護人材の確保”
介護施策に関する行政評価・監視結果に基づく勧告－介護人材の確保 (soumu.go.jp)(2023 年 11 月 30 日確認)
- (14) 厚生労働省: “2025 年にに向けた介護人材にかかる需要推計(確定値)について”
2025 年にに向けた介護人材にかかる需給推計(確定値)について | 報道発表資料 | 厚生労働省 (mhlw.go.jp)
(2023 年 11 月 30 日確認)
- (15) 株式会社イノフェス社: “使用事例のご紹介”
事例_介護施設_うねめの里様 (innophys.jp)(2023 年 11 月 30 日確認)
- (16) 厚生労働省: “ケアマネジメントのあり方”
(参考資料 3) ケアマネジメントのあり方 (mhlw.go.jp)
(2023 年 11 月 30 日確認)
- (17) 厚生労働省: “地域包括ケアシステム”
[mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiiki-houkatsu/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiiki-houkatsu/index.html)
(2023 年 11 月 30 日確認)
- (18) 厚生労働省: “平均寿命の推移”
図表 1-2-1 平均寿命の推移 | 令和 2 年版厚生労働白書－令和時代の社会保障と働き方を考える－ | 厚生労働省 (mhlw.go.jp) (2023 年 11 月 30 日確認)